

令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業) 交付要綱

(補助金の交付)

第 1 条 知事は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を緩和するとともに、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素型ライフスタイルへの早期転換と、発災時のレジリエンス向上を図るため、県内中小企業等が実施する V 2 H・V 2 L の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和 58 年徳島県規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 経産省補助金

経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両・充電インフラ等の導入に関する補助金をいう。

(2) E V

電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる、内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている普通自動車をいう。

(3) 軽 E V

E V と同等の車両かつ自動車の種別が軽自動車のものをいう。

(4) P H V

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車をいう。

(5) F C V

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。

(6) Z E V

走行時に温室効果ガスを出さない E V、軽 E V、P H V、F C V をいう。

(7) V 2 H

Z E V から電力を取り出し、また、Z E V に充電する装置で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。

(8) V 2 L

Z E V から電力を取り出し、Z E V の外部へ給電する機能を有する機器で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。(V 2 H を除く。)

(9) 中小企業等

県内に事業所を有する法人、又は県内に住所を有する個人事業主であって、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

ウ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

オ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人

カ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク その他知事が適当であると認める者

(10) リース事業者

- リース契約に基づき、V 2 H・V 2 Lの貸付を行う者をいう。
- (11) リース使用者
リース契約に基づき、V 2 H・V 2 Lの貸付を受ける者をいう。

(補助要件)

第3条 第1条に規定する補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

補助要件	備考
次の各号のいずれの要件も満たすもの 【共通】 (1) 経産省補助金で交付対象となる銘柄であること。 (2) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和8年2月13日以降であること。 (3) すでにZ E Vを所有している、又は導入する予定であること（リース契約の場合は、リース使用者がZ E Vを所有している、又は導入する予定であること）。 (4) 災害時等にZ E Vを活用した給電活動を行う「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、避難所等への電力供給に協力すること（リース契約の場合はリース使用者が登録すること）。 (5) 新品に限る。 (6) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。 【V 2 Hに限る】 (1) V 2 Hの設置場所が、所有しているZ E Vの自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。 (2) 工事等着手前であること。 【V 2 Lに限る】 (1) V 2 Lの保管場所が、徳島県内にあること。 (2) 発注前であること。	

2 事業は、令和9年1月31日までに完了する事業に限る。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第1条に規定する補助対象経費及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助額又は補助率
機器の購入に係る費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）	【V 2 H】 15万円 【V 2 L】 補助対象経費の1／3 （上限10万円）

(補助金を申請することができる者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- (2) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (3) 県税、その他の税について未納がないこと。
- (4) ZEVを所有している、又は導入する予定であること。ただし、当該ZEVの自動車検査証における使用の本拠の位置は、徳島県内の地域であること。
- (5) 経産省補助金の交付決定を受けていること、又は当該補助金の交付申請を行っていること。
- (6) 徳島県内に事務所若しくは事業所を有する中小企業等（国、地方公共団体を除く。）であること。ただし、V2H・V2Lが自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる者（リース契約の場合はリース使用者）は補助申請者とししない。（ただし、補助申請者がリース事業者で、かつ、使用者が前述の者に該当しない場合を除く。）
- (7) 補助申請者がリース事業者の場合は、当該リース事業者が第1号から第3号まで及び第5号の要件を全て満たし、かつ県内に事務所若しくは事業所を有する中小企業等とする。なお、リース事業者は、貸与料に補助金相当額分の値下がりを反映させること。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に定めるとおりとする。

申請主体	知事の定める書類
共通	【V2H・V2L共通】 (1) 経産省補助金に係る交付決定通知書（以下、「国通知書」という。）の写し又は経産省補助金の交付申請を行ったことが確認できる書類 (2) 申請者宛ての見積書（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、購入費の支払条件が明記されていること。） (3) ZEVの自動車検査証の写し又は契約書その他契約を証する書類（リース契約の場合は、リース使用者の所有するZEVに係るものとする。） (4) 申請日から起算して3か月以内に発行された登記事項証明書の写し (5) 申請日から起算して3か月以内に発行された納税証明書（都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。） (6) 「徳島県電力供給サポーター登録制度」への登録申込書類一式（リース契約の場合はリース使用者が申し込むこと。） (7) その他知事が必要と認める書類 【V2Hの場合は以下を併せて提出すること。】 (1) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類） (2) 補助対象設備を設置する場所を示す位置図
リース事業者以外の場合	(1) 誓約書（様式1-1） (2) 事業実施計画書（（V2H・V2L））（様式2-1）
リース事業者の場合	(1) リース事業者誓約書（V2H・V2L）（様式3-1） (2) リース使用者誓約書（様式3-2） (3) リース事業者事業実施計画書（V2H・V2L）（様式3-3） (4) リース料金の算定根拠明細書（V2H・V2L）（様式3-4）

3 規則第3条の知事が定める期日は、令和8年12月27日までとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号及び規則第15条の2に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

2 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により補助事業者を決定する。

(補助金交付指令前の着手)

第8条 事業の着手は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものであるが、真にやむを得ない事由により指令の前に着手する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着手届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第10条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第12条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事が定める書類、次の表に定めるとおりとする。

補助対象設備	補助額
V2H・V2L共通	(1) 経産省補助金に係る補助金の額の確定通知書の写し又は経産省補助金の実績報告を行ったことが確認できる書類 (2) 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることがわかる書類 (3) その他知事が必要と認める書類
V2H	(1) 補助対象設備に係る領収書及び領収書内訳書の写し (2) 工事が適正に行われたことが確認できる写真
V2L	(1) 補助対象設備に係る領収書の写し (2) 納品されていることがわかる書類

3 規則第11条の知事が定める期日は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金の請求・支払)

第13条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第6号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、前項の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（書類の保管）

第14条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数を勘案し、次のとおりとする。

対象となる取得財産等	処分制限期間
V2H	設置完了日から起算して5年
V2L	納品日から起算して3年

3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。

4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（個人情報保護）

第16条 知事は、本事業により得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に基づいて取り扱うものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行する。

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号
(主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の職・氏名)

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業
(物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業)

☐ V 2 H ☐ V 2 L
(注) 該当する設備に ☒ をすること。

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

提出する書類に ☒ をすること。

共通	【V 2 H・V 2 L 共通】 ☐ 経産省補助金に係る交付決定通知書の写し又は経産省補助金の交付申請を行ったことが確認できる書類 ☐ 申請者宛ての見積書（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、購入費の支払条件が明記されていること。） ☐ Z E V の自動車検査証の写し又は契約書その他契約を証する書類（リース契約の場合は、リース使用者の所有する Z E V に係るものとする。） ☐ 申請日から起算して 3 か月以内に発行された登記事項証明書の写し ☐ 申請日から起算して 3 か月以内に発行された納税証明書
----	--

	(☐都道府県税分 ☐消費税及び地方消費税) ☐「徳島県電力供給サポーター登録制度」への登録申込書類一式(リース契約の場合はリース使用者が申し込むこと。) ☐その他知事が必要と認める書類 () 【V2Hの場合は以下を併せて提出すること。】 ☐契約書その他の契約を証する書類(工事着工予定日等が確認できる書類) ☐補助対象設備を設置する場所を示す位置図
リース事業者 以外の場合	【共通】 ☐誓約書(様式1-1) ☐事業実施計画書((V2H・V2L)) (様式2-1)
リース事業者 の場合	☐リース事業者誓約書(V2H・V2L)(様式3-1) ☐使用者誓約書(様式3-2) ☐リース事業者事業実施計画書(V2H・V2L) (様式3-3) ☐リース料金の算定根拠明細書(V2H・V2L) (様式3-4)

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号
（主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の職・氏名）

補助金交付決定前着手届

補助事業の交付決定前着手について、令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）交付要綱の第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

1 補助事業名

令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業
（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）

☐ V2H ☐ V2L

（注）該当する設備に☒をすること。

2 以下の各条件について誓約します。

- （1）補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
- （2）補助金の交付決定が受けられない場合、又は補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3）当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

3 着手予定年月日

年 月 日

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 関係書類

6 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号
（主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の職・氏名）

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更
補助事業 の 内 容 の 変 更 の承認を受けたいので、令和7年度徳島県
の 中 止 （ 廃 止 ）

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点
支援・V2H・V2L補助事業）交付要綱の第10条の規定により、次のとおり関
係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入事業
（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）

☐ V2H ☐ V2L

（注）該当する設備に☒をすること。

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

（1）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

（2）その他必要な書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

（主たる事務所の所在地及び名称並びに

代表者の職・氏名）

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）交付要綱の第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入事業
（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）

☐ V2H ☐ V2L

（注）該当する設備に☒をすること。

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号
（主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の職・氏名）

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次の
とおり関係書類を添えて報告します

1 補助事業名

令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業
（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）

☐ V2H ☐ V2L
（注）該当する設備に☑をすること。

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

補助対象設備	補助額
V2H・V2L 共通	☐ 経産省補助金に係る補助金の額の確定通知書の写し又は経産省補助金の実績報告を行ったことが確認できる書類 ☐ 補助対象設備の保証書の写し、出荷証明書の写しその他の新品であることがわかる書類 ☐ その他知事が必要と認める書類 （ ）
V2H	☐ 補助対象設備に係る領収書及び領収書内訳書の写し ☐ 工事が適正に行われたことが確認できる写真
V2L	☐ 補助対象設備に係る領収書の写し ☐ 納品されていることがわかる書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

受理日付印

請求日 年 月 日

請 求 者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を請求 します。	請 求 金 額		円
-----------------	------------	--	---

適		要	
補助事業名	令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業（物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業） ☐ V 2 H ☐ V 2 L （注）該当する設備に ☒ をすること。		
補助指令金額			
補助指令年月日			
補助指令番号			
補助額	既 受 領 額		
	今 回 請 求 額		
	残 額		
請求区分	精 算		

口座振込先
 金融機関名 () 店舗名 ()
 預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめ)
 口座名義 (カタカナ書き)
 ()

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号
（主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の職・氏名）

財産処分承認申請書

令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業）交付要綱第 1 5 条第 4 項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)

3 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

誓 約 書

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）の申請にあたり、本補助要綱の事項を遵守の上、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- ☐申請書類の記載事項について、事実と相違ないこと。
- ☐本補助金を用いて導入した設備（以下、「導入設備」という。）の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ☐導入設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。
- ☐導入設備については、徳島県内を本拠として使用すること。
- ☐申請者（法人が申請する場合は役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、災害による大規模停電時に県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力すること。

2. 以下の項目は同意をいただける場合に☑をすること。

- ☐申請内容について、施工業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住 所 _____
氏 名 _____

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

担当者及び連絡先

担当者名 _____
連絡先 _____

様式 2 - 1 (第 6 条関係)

地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業) に係る
事業実施計画書

(申請者) 住 所
氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名)

(担当者及び連絡先)

1 機器及び補助金額算定に関する事項

設置 (保管) 場所	名 称 住 所
施工業者 (販売業者) ※「様式 1 - 1 の 2」の項目に同意する場合は 記載をしてください。	会社名 担当者 連絡先
導入予定の V 2 H・V 2 L ※該当する設備に ☒ すること。	機 種 ☐ V 2 H ☐ V 2 L メーカー 型 式
工事着工 (事業着手) 予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
経産省補助金上限額	円 / 台
1 台あたりの補助金額 (A)	円 / 台
台数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

(注) 金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。

2 申請者に関する事項

常時使用する従業員数 ※1		人
資本金額（会社以外は記載不要）		万 円
設立年月日 ※2		年 月 日
直近1期（1年間） の売上高（円） ※3		円 決算期間1年未満の場合： か月
直近1期（1年間） の売上総利益（円） ※4		円 決算期間1年未満の場合： か月
連 絡 担 当 者 ※5	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
	FAX 番号	
	E-mail アドレス	

※1 常時使用する従業員がいなければ「0人」と記載すること。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載すること。

※3 「直近1期（1年間）の売上高」は、「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額を転記すること。

※4 「直近1期（1年間）の売上総利益」は、「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額を転記すること。

<注（※3、※4共通）>

① 設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載すること（例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

② 設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「0か月」と記載すること。

※5 補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行うため、補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる者を記載すること。電話番号または携帯電話番号は必ず記入し、FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入すること。）

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金
（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）に係るリース事業者誓約書

地域レジリエンス強化のためのZEV導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）の申請にあたり、本補助要綱の事項を遵守の上、以下の事項について相違ないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

また、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- ☐申請書類の記載事項について、事実と相違ないこと。
- ☐本補助金を用いて導入した設備（以下、「導入設備」という。）利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ☐導入設備のリース期間については、法定耐用年数以上とすること。
- ☐リース期間が耐用年数未満の場合は、再リース等により法定耐用年数満了まで継続的に使用することについての同意を求めるとともに、新たなリース契約書の写し、貸与料金の算定根拠明細書及びその他県が必要と認める書類を知事に提出すること。
- ☐貸与料に補助金相当額分の値下がりを反映させること。
- ☐リース事業者（役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐リース使用者が「徳島県電力供給サポーター登録制度（以下、「登録制度」という。）」へ登録し、災害による大規模停電時に県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力すること。
- ☐車両を登録制度に基づく給電活動に使用したこと起因する事故や車両の損害等については、県の責に帰すべき事由による場合を除き、県を介することなく当事者間で解決するものとし、県に対し補償を求めないものとする。

2. 以下の項目は同意をいただける場合に☑をすること。

- ☐申請内容について、施工業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住 所 _____
氏 名 _____

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

担当者及び連絡先

担当者名 _____
連絡先 _____

様式3-2（第6条関係）

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金
（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）に係るリース使用者誓約書

地域レジリエンス強化のためのZEV導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V2H・V2L補助事業）の共同申請者として補助金の交付申請をすることに同意するとともに、本補助要綱の事項を遵守の上、以下の事項について相違ないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

また、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

（以下の項目は必須で☑をすること。）

- ☐申請書類の記載事項について、事実と相違ないこと。
- ☐本補助金を用いた設備等（以下、「導入設備」という。）の利用状況等の調査に、必要な情報を提供すること。
- ☐導入設備のリース期間については、法定耐用年数以上とすること。
- ☐リース期間が耐用年数未満の場合は、第5条に定める内容について継続して実施するため、再リース等により法定耐用年数満了まで継続的に使用することとし、新たなリース契約書の写し、貸与料金の算定根拠明細書及びその他県が必要と認める書類を知事に提出すること。
- ☐貸与料に補助金相当額分の減額が反映されていることに同意の上、契約を締結すること。
- ☐導入設備については、徳島県内を本拠として使用すること。
- ☐リース使用者（役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、災害による大規模停電時に県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力すること。

2. 以下の項目は同意をいただける場合に☑をすること。

- ☐申請内容について、施工業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

リース使用者

住 所 _____
氏 名 _____

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

担当者及び連絡先

担当者名 _____
連絡先 _____

様式 3 - 3 (第 6 条関係)

地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業) に係る
リース事業者事業実施計画書

(申請者) 住 所
氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名)

(担当者及び連絡先)

1 機器及び補助金額算定に関する事項

設置 (保管) 場所	名 称 住 所
施工業者 (販売業者) ※「様式 3 - 1 の 2」の項目に同意する場合は 記載をしてください。	会社名 担当者 連絡先
導入予定の V 2 H・V 2 L ※該当する設備に ☒ すること。	機 種 ☐ V 2 H ☐ V 2 L メーカー 型 式
工事着工 (事業着手) 予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
経産省補助金上限額	円／台
1 台あたりの補助金額 (A)	円／台
台数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

(注) 金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。

2 貸与先に関する事項

住 所	
法人名称	
代表者役職	
代表者氏名	

3 申請者（リース事業者）に関する事項

常時使用する従業員数※1		人
資本金額（会社以外は記載不要）		万 円
設立年月日※2		年 月 日
直近1期（1年間） の売上高（円）※3		円 決算期間1年未満の場合： か月
直近1期（1年間） の売上総利益（円）※4		円 決算期間1年未満の場合： か月
連 絡 担 当 者 ※5	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
	FAX 番号	
	E-mail アドレス	

※1 常時使用する従業員がいなければ「0人」と記載すること。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載すること。

※3 「直近1期（1年間）の売上高」は、「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額を転記すること。

※4 「直近1期（1年間）の売上総利益」は、「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額を転記すること。

<注（※3、※4共通）>

① 設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載すること（例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

② 設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「0か月」と記載すること。

※5 補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行うため、補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる者を記載すること。電話番号または携帯電話番号は必ず記入し、FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入すること。）

様式 3 - 4 (第 6 条関係)

徳 島 県 知 事 殿

(申請者) 住 所
名 称
氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名)

(担当者及び連絡先)

リース料金の算定根拠明細書

地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・V 2 H・V 2 L 補助事業）の申請にあたり、以下の内容に誤りはなく、同意いたします。

1 型式・リース期間・補助金相当額（V 2 H・V 2 L 補助事業）

メーカー	
型式	
リース期間（月数）※ 1	
補助金相当額	

2 リース料金

	補助金無しの場合 (A)	補助金有りの場合 (B)	差額 (A) - (B)
リース料金総額 (消費税抜き)			
月額リース料金 (消費税抜き)			

※ 1 リース期間は原則法定耐用年数以上であること